

9月定例会 委員会の 審査状況

9月定例会では、18議案が各常任委員会に付託され、9月14日から16日にかけて審議されています。その概要についてお知らせします。

建設経済委員会

(議決結果)

開発調整条例の制定は、賛成多数(3対2)により可決、その他4議案は全会一致で可決。

(主な審議の状況)

開発調整条例の制定

開発事業の実施に当たり、市、開発事業者、市民の相互理解と協力を促進するために事前の調整に必要な基準及び手続を定め

るもの。本条例に基づき、総合的に事前調査を行うことにより、周辺住民の理解のもと、環境と景観のまちづくりに沿った土地利用がされることを目的とするものです。3月定例会での否決を踏まえ、内容を再検討したもので、平成21年5月15日から1カ月間のパブリックコメントを実施しましたが、1件の意見しかなかったとのことです。

委員からは、本条例は市民本意に市民のために制定していくべきである。本条例を利用して、個別の利益誘導、住民が不利益を被るようなことがあれば、徹底的に公にして議会を取り上げていかなければならないと考えている。市民からの審査の機会に意見を述べる部分が設置されておらず不十分であるが、住民が業者と開発でもめた場合に、どれだけ住民が苦勞し涙を流すという経験をした者からすると、必要な調整すべき条例は設置する必要がある。市民にとつてどうかを原点から考えて、開発に当たり市民が声を出すことができる場を設ける条例は絶対的に必要である。具体的な問題の事例は議会の責務として当然追

及しなればならないが、制定に向けて努力すべきであるとの賛成意見が述べられています。また、本条例の必要性はよく理解しているが、個人の裁量が働かないよう、組織として条例が運用されるしつかりとした基本及び裏づけがほしい。条例の運用者の問題が一番のネックで、公平・公正に行える保証がない限り、軽々には賛成できないとの反対意見も述べられています。



建設経済委員会 三洋電機現地視察

厚生委員会

(議決結果)

10議案について、いずれも全会一致で可決。

(主な審議の状況)

病院事業の設置等に関する条例等の一部改正

平成21年12月1日から、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することについて、改正が必要な条例の一部を改正するもの。全部適用の目的は、

入院については市税収入の1割の6億円を枠として頑張ってもらうよう院長にお願いしているとのことです。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

事業管理者のもと、全職員を挙げて経営に取り組み、病院事業を発展させることにあります。権限の移譲については、予算や決算について管理者が調整して市長に提出する形になります。

国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

健康がさい21改定の委託料について、委託先は仕様書を示し、プロポーザル方式等の総合的な評価をしながら業者を選定していくとのことだが、市の職員が動きながらつくっていく形が将来的に大きな意味があるのではないかとの意見が出されました。これに対し、可能な範囲で職員の手を使って計画をつくる考えであり、必要最小限度の範囲で委託する形で進めていくとのことでした。

最終的に議会への提案は市長であり、職員の任命等は指定級以上は市長との協議が必要で、共同的な関係はいまままでおりで病院の専門的な採用について迅速性が出てくるとのこと。また、事業管理者について市長は、現院長は医療行為だけでなく、病院全体の運営に関して力量をお持ちで、周囲からも高い評価を得られており、安心して任せたいとのことでした。病院をつぶさないように市からの援助をやっていく決意については、市長は、周辺の医療環境が変われば、加西病院の位置づけも変わってくるという油断できない状況の中、院長が大役を担っていただく決意をお持ちなので、市民全体で支えていきたい。線